

活き活き健康通信

なくそう！

望まない受動喫煙  原則**屋内禁煙**となりました！

2019年7月：病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。

2020年4月：飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満のかたの喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されました！



多くの施設において
原則屋内禁煙



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

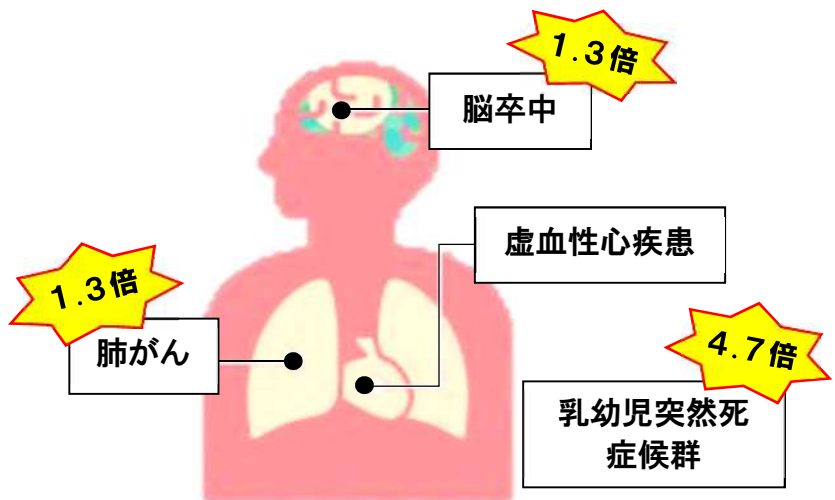


20歳未満のかたは
喫煙エリアへ立入禁止に

受動喫煙で どんな影響があるの？

受動喫煙によってリスクが高まる病気には肺がん、脳卒中などがあります。

年間約15,000人が、受動喫煙を受けなければこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。



❀ 5月31日～6月6日は禁煙週間です ❀

岐阜県内では、各保健所で相談を受け付けています
岐阜保健所（瑞穂市管轄保健所）：058-380-3004